

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定によって、福山港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和二年十二月二十一日

福山港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 港湾計画の変更の概要

平成十年四月十六日付け広島県報によってその概要を公告した福山港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 フェリー埠頭計画

地区名	施設及び規模
鞆	小型栈橋 一基（既設）

また、鞆地区の小型栈橋 一基、埠頭用地 一ヘクタール（旅客施設用地）、小型栈橋二基撤去を削除する。

2 旅客船埠頭計画

地区名	施設及び規模
原	小型栈橋 一基 埠頭用地 一ヘクタール（旅客施設用地）

また、鞆地区の物揚場 水深一・七メートル 延長二〇メートル（専用）を廃止する。

3 小型船だまり計画

地区名	施設及び規模
一文字	泊地 水深一・五メートル 一ヘクタール 防波堤 延長五八〇メートル（うち四七〇メートル既設）
原	泊地 水深二メートル 一ヘクタール 防波堤 延長二〇〇メートル（既設） 小型栈橋 一基 埠頭用地 一ヘクタール
石井浜	防波堤 延長二〇〇メートル 小型栈橋 一基 物揚場 水深二メートル 延長五〇メートル 埠頭用地 一ヘクタール
鞆	泊地 水深二メートル 一ヘクタール 小型栈橋 一基（既設） 小型栈橋 一基

また、原地区の原一号防波堤四〇メートルを撤去、既設の防波堤四〇メートルを廃止、石井浜地区の泊地 水深二メートル 一ヘクタール、船揚場 延長一二メートルを削除及び、鞆地区の物揚場 水深二メートル 延長七五メートル、船揚場 延長一二メートル、埠頭用地 一ヘクタールを削除する。

4 水域施設計画

地区名	施設及び規模
原	泊地 水深三メートル 一ヘクタール

5 港湾環境整備施設計画

地区名	施設及び規模
鞆	緑地 一ヘクタール

6 土地造成計画

地区名	施設及び規模
原	埠頭用地 一ヘクタール 交通機能用地 一ヘクタール

7 土地利用計画

地区名	施設及び規模
原	埠頭用地 一ヘクタール 交通機能用地 一ヘクタール
石井浜	埠頭用地 一ヘクタール

二 港湾計画の縦覧の場所

広島県土木建築局港湾漁港整備課（広島市中区基町一〇番五二号）

地区名	施設及び規模
原	埠頭用地 一ヘクタール 交通機能用地 一ヘクタール
石井浜	埠頭用地 一ヘクタール